

# 名張市障害福祉計画

(第7期)

## 【 概 要 】

---

2024(令和6)年度～2026(令和8)年度

令和6年3月

名張市

## 目 次

<b>1. 計画の概要（策定の目的、性格、期間等）</b>	
（1）策定の目的、性格	1
（2）計画の期間	1
（3）計画の重点施策	2
<b>2. 国の基本指針と本市の方向性について</b>	
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	2
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
（3）相談支援体制の充実・強化等	3
（4）地域生活支援の充実	3
（5）障害児支援の提供体制の整備等	4
（6）福祉施設から一般就労への移行等	4
（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組等に係る体制の構築	4
<b>3. サービス体系ごとの計画と目標について</b>	
（1）訪問系サービス（居宅介護、同行援護、行動援護等）	5
（2）日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援等）	6
（3）居住系サービス （共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等）	6
（4）相談支援サービス（計画相談支援、地域移行支援等）	6
（5）障害児支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）	6
（6）地域生活支援事業 （成年後見制度、日常生活支援、社会参加支援等）	7

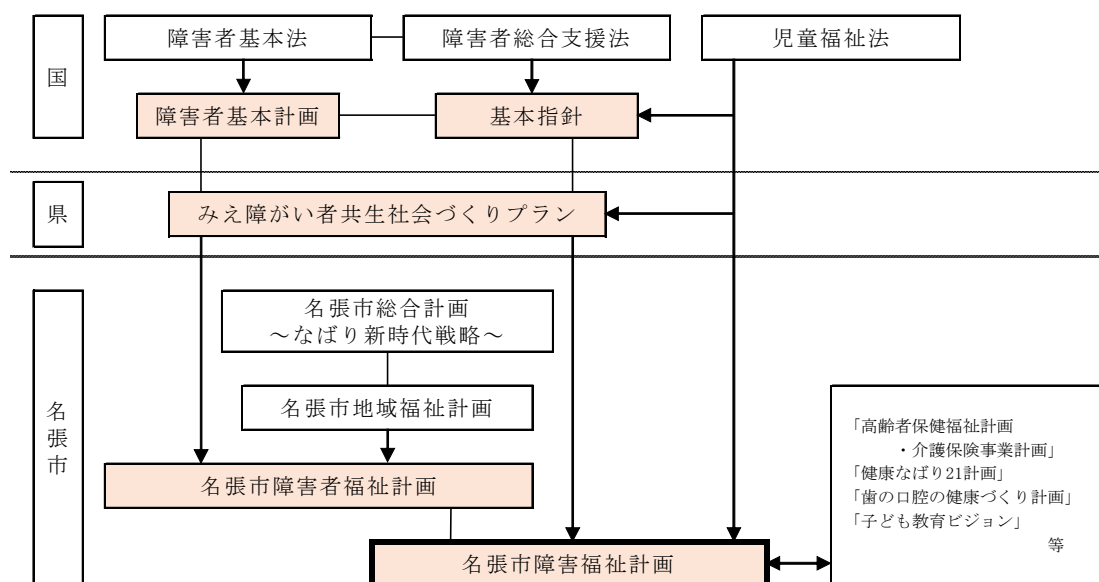
# 1. 計画の概要（策定の目的、性格、期間等）

## (1) 策定の目的、性格

本市では、名張市障害者福祉計画及び名張市障害福祉計画を策定し、計画的な障害者施策の推進を図っています。

名張市障害者福祉計画が障害者のための施策の基本的な指針を明らかにする総合的な計画であるのに対し、本計画は、障害福祉サービスの具体的な目標とその達成を明らかにするため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条第1項に基づき策定するもので、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の推進に関する具体的な体制づくりや、障害福祉サービス等を確保するための方策等を示す実施計画と位置付けています。

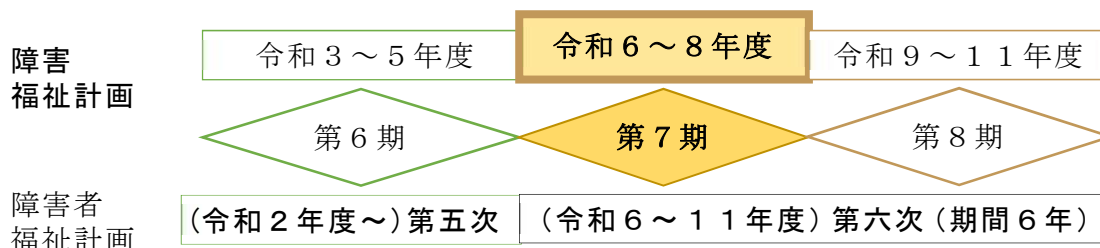
また、児童福祉法第33条の20に基づき、障害児福祉計画と一体の計画として策定しています。



「各種法律・計画との相関図」

## (2) 計画の期間

2024（令和6）年4月から2027（令和9）年3月までの3か年です。



「第7期名張市障害福祉計画の計画期間」

### (3) 計画の重点施策

第六次名張市障害者福祉計画(2024(令和6)年度～2029(令和11)年度)では、次の三つの重点施策を推進することとしており、本計画においてもこれらの施策を基本に置きながら、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、地域生活移行や就労支援等を促進するため、新たな制度に基づくサービスや支援体制の円滑な構築と効果的な運用を目指します。

- ・障害特性やライフステージに応じた継続的・包括的な支援の推進に取り組みます。
- ・共生意識にあふれた地域社会の構築に取り組みます。
- ・障害のある人の自立を支援する就労支援の充実に取り組みます。

## 2. 国の基本指針と本市の方向性について

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」といいます。)は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものであり、それに沿って本市の方向性を示します。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

2026(令和8)年度末の国の指針による目標は、2022(令和4)年度末の施設入所者数83人の6%に当たる5人の地域移行と、5%に当たる5人の削減、施設入所者数は78人となります。

施設入所希望が多い現状での目標達成が困難な状況ですが、障害者支援施設やグループホーム、計画相談支援事業等とネットワークを形成し、グループホームや一般住宅等の多様なくらしの場を整えながら地域生活への移行を支援していきます。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、市町村及び都道府県が精神、保健、医療、福祉の基盤整備や連携体制の強化等を推進することにより、精神科病院からの退院の促進を図ることとしています。

引き続き、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の精神障がい地域包括ケアシステムワーキングにおいて、精神科病院からの退院促進に向けた社会資源の確保、支援の充実等に向けた取組を行います。

## (3) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、基幹相談支援センターの設置や、協議会における個別事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うこととされています。

本市は、基幹相談支援センターを設置し、権利擁護・虐待防止の相談を含めた、総合的・専門的な各種相談に対応しています。障害福祉サービス等の利用、障害者手帳の取得等、多岐にわたる相談も多く、関係機関と連携しながら問題解決を図っています。今後も相談支援体制の検証・評価を行いながら、障害者、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制の充実・強化に努めます。

## (4) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、各市町村で地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置等の効果的な支援及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上の支援実績等を踏まえた運用状況の検証・検討、また、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本としています。

本市は、複数の機関で分担して地域生活支援拠点機能を担う「面的整備型」の体制整備としてコーディネーターを2人配置し、事業所と連携して受入先の確保、緊急時の支援を実施しています。更に地域生活支援拠点の登録事業所を増やすため、各事業所への制度の周知、支援実績の共有等の方策を研究していきます。

また、重度の障害や強度行動障害を有する人への対応としては、相談部会や生活介護部会等でニーズや実態把握、事例検討を行い、あわせて、障害特性に

応じて障害福祉サービス事業所、医療機関や特別支援学校等との支援内容を検討する等、支援体制の整備を進めます。加えて、学校や児童発達支援センター等と連携した事例検討等を通じて、実態把握、共有化を行うとともに、幼少期からの予防的支援についても研究していきます。

#### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターと、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は各圏域に1か所以上設置し、また、全市町村で障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築することを基本としています。

児童発達支援センターや重症心身障害児のための放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所が市内に開設され、重症心身障害児及び医療的ケア児の支援として、三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターと5市（伊賀・津・鈴鹿・亀山・本市）との連携強化や医療的ケア児等コーディネーターを配置に努める等、引き続き、進学や就労等のライフステージに沿った総合的支援の充実に努めます。

#### (6) 福祉施設から一般就労への移行等

2026（令和8）年度末で一般就労への移行者数が2021（令和3）年度実績の1.28倍以上とすること等の国の基本指針が示されています。

本市の目標を設定し、今後も伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の就労部会におけるハローワークや障害者就業・生活支援センター、企業や障害福祉サービス事業所、特別支援学校を含め、地域の学校等と連携を図りながら、障害特性に応じた就労と定着に向けた支援等、総合的な就労支援の更なる充実に努めます。

#### (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組等に係る体制の構築

都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを国の基本指針としています。

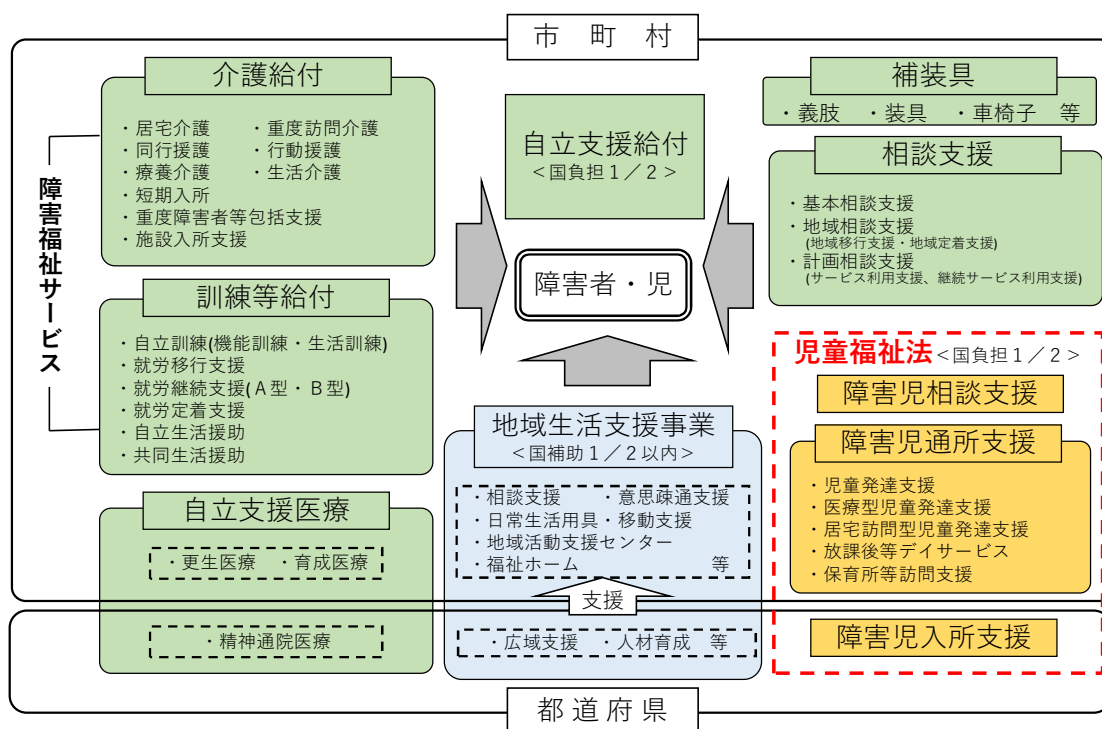
各種相談や支援会議では課題の解決に努め、ニーズの把握、サービス確保に取り組み、名張市共生地域デザイン会議や伊賀圏域障がい福祉連絡協議会の専門部会やワーキングでは研修や情報共有等の取組を継続します。

また、県や三重県社会福祉協議会等が実施する障害福祉サービス等の研修の周知に努めます。

### 3. サービス体系ごとの計画と目標について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害者総合支援法の規定に基づく地域生活支援事業の市町村事業について、障害の程度や家族状況等の勘案すべき事項を踏まえ、個別のニーズに沿ったサービスを提供するもので、利用者数等の見込みは、サービス利用実績等を基に行っています。

## 障害者総合支援法等における給付・事業



「厚生労働省資料」

#### (1) 訪問系サービス（居宅介護、同行援護、行動援護等）

ヘルパーの質的・量的な充実を図るため、県や三重県社会福祉協議会等が実施する各種研修会の積極的な広報、周知を行います。

伊賀圏域障がい福祉連絡協議会のヘルパー人材育成ワーキングでは、ヘルパーや事業所が支援の困難な人への対応を抱え込まないように、引き続き、事業所間の情報共有、連携強化、専門性の向上を目的とした研修、人材確保に向けた検討等の取組を進めます。

(2) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援等）

障害者の高齢化や障害の重度化に対応できるよう、効果的なサービスの組み合わせ、事業所間での連携強化等により、支援の充実に努めます。

就労移行支援の事業所閉所に伴う就労アセスメントを実施する等、ハローワークや福祉就労事業所、特別支援学校等と連携を強化し、障害者の希望や能力に応じて福祉的就労から一般就労への移行等の支援の充実に努めます。

(3) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援等）

施設入所支援又は精神科病院を退院後に、グループホームや自宅等で生活するための支援を、関係機関と連携して複数の障害福祉サービス等を組み合わせた支援の充実に努めます。

(4) 相談支援サービス（計画相談支援、地域移行支援等）

障害者手帳等の対象者の増加、障害福祉サービスの認知度の高まり等により、計画相談支援のニーズの増加が見込まれることから、今後更に必要となる相談支援専門員の育成を促進するため、引き続き、県が実施している計画相談支援専門員研修への参加を事業所に呼び掛け、また、市町の実習の実施に協力します。

基幹相談支援センターは、計画相談支援事業所との情報共有、相互に相談し合える体制や事業所等と連携した総合的な相談支援体制の構築に努めます。また、重度の障害者や行動障害を有する人等、多様なニーズに寄り添って支援が行えるように支援会議を実施する等、対応策の検討に努めます。

(5) 障害児支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）

早期療育のニーズの高まりから、障害児支援サービスの利用は今後も増加を見込んでいます。発達障害や医療的ケア児、重症心身障害児等を含め、障害の有無に関わらず、保育所等育ちの場で共に過ごし、互いに学び合う、地域共生社会やインクルーシブ教育の理念に則り、小・中学校を始め、特別支援学校、放課後児童クラブ等との連携・協力等、広域的な相談支援を行う体



制の充実に努めます。また、子どもから大人になる成長過程で、児童相談所や学校等の関係機関と共に必要な支援が行える体制の充実に努めます。

(6) 地域生活支援事業（成年後見制度、日常生活支援、社会参加支援等）

障害者や家族のニーズに適切に対応できるよう、サービス提供体制の確保、充実に努めます。

成年後見制度の担い手の養成や活用に向けた取組を継続します。意思疎通支援事業では、手話奉仕員や点訳奉仕員等の養成及び、手話通訳者や要約筆記者の確保に努めます。また、名張市共生地域デザイン会議をはじめ、様々な関係機関と協働して、障害者の理解や啓発、障害のある人もない人も参加できる交流の場づくり等、社会参加の取組や啓発を更に推進します。